

閲覧用

～皆様のご意見をお寄せください～

「杉並区学校希望制度の見直し方針(案)」について

杉並区教育委員会

みなさまのご意見をお寄せください(区民等の意見提出手続き)

杉並区学校希望制度の見直し方針(案)につきまして、郵便、ファックス、Eメールまたは閲覧場所に設置しました意見用紙に書いて、皆様のご意見をお寄せください。区公式ホームページの電子掲示板にご意見を書き込むこともできます。

なお、ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所(在勤の方は勤務先の名称及び所在地、在学の方は学校名と所在地)、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書き添えください。(公表はいたしません。)

いただいたご意見の概要とそれに対する教育委員会の考え方は、平成24年7月頃に公表する予定です。

【閲覧場所】

教育委員会事務局学務課学事係(区役所東棟6階)、区政資料室(区役所西棟2階)、
区民事務所・分室、駅前事務所、図書館

◇意見募集期間 平成24年4月11日(水)から5月10日(木)まで

◇意見提出先 杉並区教育委員会事務局学務課学事係
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
FAX: 03-5307-0692
E-mail: gakumu-k@city.suginami.lg.jp

◇杉並区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp>

◇問い合わせ先 杉並区教育委員会事務局学務課学事係
電話: 03-3312-2111(代表)

杉並区学校希望制度の見直し方針(案)について

教育委員会では、学校希望制度が制度開始から 10 年が経過したことを契機に、「杉並区学校希望制度検討会」を立ち上げ、これまでの検証と今後の制度のあり方について検討を行いました。

検討会からの報告書が提出されたことを踏まえ、区では杉並区学校希望制度の見直し方針案を次のとおり作成し、その概要をお知らせするとともに、「杉並区区民等の意見提出手続きに関する条例」に基づき、みなさんのご意見を伺います。

【見直し方針(案)】

本制度実施による「開かれた学校づくり」の達成状況や新しい教育ビジョンの考え方を踏まえた上で、今後さらに魅力ある教育活動を進めていくため、これまでの学校希望制度は廃止し、新たに児童の希望を尊重する仕組みを構築します。

この仕組みは、小・中学校の指定は居住地の通学区域を原則とし、児童自らの目的意識のもと、指定校以外の学校を志望する場合には、その意思を尊重することができるよう、新たに指定校変更の認定及び承諾事由を設けます。

【新たな仕組みの導入理由】

学校希望制度は平成 14 年度から実施され、この間、特色ある学校づくりの取り組みをはじめ学校支援本部や地域運営学校の活動などを通して、保護者や地域住民が協力して教育を進める活動が定着してきました。これにより学校を共に支える確かな基盤が整い、制度目的である「開かれた学校づくり」は基本的に達成できたものと考えます。

今後は、こうした到達点に立ち、児童本人の学校を志望する意思をこれまで以上に尊重する仕組みとすることで、魅力ある教育活動をさらに進めるものとします。そのため、これまでの理由を問わず学校を希望することができる現行制度から、児童自ら当該校を選択する意思を明らかにし、その意思の実現を図る仕組みに改めます。

【指定校変更認定及び承諾事由の見直し】

現行の指定校変更認定及び承諾事由に、以下の事由を加わります。(別紙2のとおり)

児童が学校の特色ある教育活動等に参加を志望する場合

学校独自の特色ある教育活動や部活動への参加等、その学校を志望する強い動機を理由として本人自らが申立て、教育的配慮が必要と認められる場合

※ただし、申立ては指定された通学区域に隣接する学区の学校(1校のみ)とする。

【実施時期等について】

これまで 10 年間実施してきた学校希望制度は、就学児童のいる保護者に定着していることや就学に際して数年前から準備を進める家庭も多いことを考慮し、新たな仕組みの実施にあたっては3年間の周知期間を設け、平成 28 年度新入学者からとします。なお、段階的に終了する経過措置を設けます。(別紙3のとおり)

「杉並区学校希望制度検討会」報告書(概要版)

1 検証の目的

学校希望制度は制度開始当初に掲げた制度目的に対し、保護者や児童・生徒がどのような判断基準で学校を希望し、それが学校の教育活動にどのような影響を与えているのかについて、制度実施から10年を経過したこの時点を捉えて改めて検証し、制度のあり方を考えていくことを目的としました。

また、「教育ビジョン2012」の基本目標を踏まえ、今後、制度が地域との関わりの中でどう整合していくのか検討しました。

2 検証の視点・検証方法

「魅力ある教育活動の実現と開かれた学校づくり」「保護者の意向と学校選択」「地域と協働する学校づくり」「小中一貫教育との関係について」といった視点から、保護者や学校関係者からのアンケート結果を踏まえ、検討会を立ち上げて議論を行いました。

3 アンケートによる意見傾向

学校関係者からのアンケート結果によると、見直しに対する意見傾向では、「継続」が27.5%、「廃止」38.1%、「見直し」34.4%で、廃止と見直しを合わせると約73%にのびます。

本制度は魅力ある教育活動など学校づくりに大きく寄与してきた一方で、様々な課題も生じてきており、必要な見直しを図っていく必要があります。

4 これからの方向性

見直しにあたっては、次に掲げる3点が重要とした上で、制度としてのこれからの方向性を以下のとおり提示しました。

- 地域と学校のつながりを重視する
- 児童・生徒の学習面、生活面から望ましい教育環境の整備と通学時の安全性の確保を図る
- 児童自らが学び、考え判断する意思を尊重する

これからの方向性

「杉並区学校希望制度」は、これまでどちらかと言えば内向きであった学校の体質を改め、開かれた学校づくりを進めることを目指すものです。

また、各学校では、まちが育てる学校という視点から地域の方々が学校運営に参画し、地域の力で学校を支える学校支援本部が全校で発足しました。地域運営学校といった地域参加の仕組みが立ち上がり、開かれた学校づくりは着実に進展し、家庭・地域・学校が連携して進める基盤は整いつつあり、基本的には当初の制度目的である「開かれた学校づくり」はほぼ達成されたものと考えます。

今後はこうした到達点に立ち、魅力ある教育活動をさらに進めていくために、児童本人の意思に着目し、これまで理由を問わず学校を希望できるとしてきた運用から、今後は学校を志望する児童の意思を尊重する新たな「学校希望制度」を構築していくことが必要であると考えます。

○ 現行の指定校変更の認定及び承諾事由

認 定 及 び 承 諾 事 由	内 容
1 転居その他居住地の変更に関する事情による場合	
転居(転出)したが、転居(転出)前の在籍校に引き続き通う場合	現在籍校へ引き続き就学
おおむね6ヶ月以内に転居(転入)することが確実であり、あらかじめ転居(転入)先の学校へ就学を希望する場合	新しい住所地の指定校へ就学
在学中に区外へ転出したが、区内同住所へ再転入し、転出前に通っていた学校への就学を希望する場合	転出前の学校へ就学
2 本人の兄弟姉妹が就学する小中学校への就学を希望する場合	
本人の兄弟姉妹が指定校変更を認められて現に在学しており、同じ学校への就学を希望する場合	兄弟姉妹の在籍する学校へ就学
3 本人の心身の障害に関する事情による場合	
身体障害、病虚弱、慢性疾患などによる通院治療等のため、通学条件や通学距離に配慮が必要と認められる場合	適当と認められる学校へ就学
4 保護者の就労、親族関係の変更その他の家庭の事情による場合	
保護者の就労や保護者の離婚・別居等で下校後における緊急時の安全確保等の必要があり、住所地以外の場所へ帰宅する必要があると認められる場合	預かり先の住所地の指定校へ就学
5 いじめ、不登校、交友関係その他の学校生活の事情による場合	
いじめや不登校等により、学校生活を送る上で在籍校または指定校に通学することが困難であると認められる場合	適当と認められる学校へ就学
6 通学時の安全確保その他の地理的事情による場合	
指定校よりも明らかに近く、通学上の安全が確保されると認められる場合	適当と認められる学校へ就学
7 国外生活に伴う生活習慣の相違による場合	
国外生活に伴う生活習慣の相違により教育的配慮が必要と認められる場合	適当と認められる学校へ就学
8 児童が学校の特色ある教育活動等に参加を志望する場合(新設)	
学校独自の特色ある教育活動や部活動への参加等、その学校を志望する強い動機を理由として本人自らが申立て、教育的配慮が必要と認められる場合	申立てできるのは指定された通学区域に隣接する学区の学校(1校のみ)とする。
9 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合	

○ 指定校変更申立ての流れ(新入学の場合)

1月12日ごろ 保護者へ就学通知書発送(就学指定校決定)



指定校変更申立て



教育委員会にて審査

(新設認定及び承諾事由の場合)

関係学校長への意見聞き取り



指定校変更の可否について通知



4月6日ごろ 入学式

○ 学校希望制度終了時までの段階的経過措置方針

学校希望制度終了に向けては以下のとおり経過措置を設け、スムーズな制度移行を図る。

- (1) 学校希望制度については、25 年度受付(26 年度新入学)より段階的に受入上限を下げ、26 年度受付(27年度新入学)までで終了とする。
- (2) 指定校変更制度で新たに加わる「学校の教育活動等に参加を志す場合」の認定及び承諾事由については、25 年度受付(26 年度新入学)から試行実施し、27 年度受付(28 年度新入学)から本格実施とする。

【制度移行に向けたスケジュール】

	学校希望制度	指定校変更制度
平成 24 年度 (25 年度新入学)	隣接する学区域を希望範囲とする現行制度 ○ 1 学校あたりの希望制度での受入上限人数(※) ⇒40 名	現行認定及び承諾事由
平成 25 年度 (26 年度新入学)	隣接する学区域を希望範囲とする現行制度 ○ 1 学校あたりの希望制度での受入上限人数(※) ⇒30 名	新設認定及び承諾事由の試行実施
平成 26 年度 (27 年度新入学)	隣接する学区域を希望範囲とする現行制度 ○ 1 学校あたりの希望制度での受入上限人数(※) ⇒20 名	新設認定及び承諾事由の試行実施
平成 27 年度 (28 年度新入学)	学校希望制度は終了とし、居住地の学区域を原則とする	新設認定及び承諾事由を含む認定及び承諾事由の本格実施

※ ただし、学校の状況により、学校希望制度の受入上限枠に制限を設ける。

新宿区ホームページ「学校選択制」

「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針を策定しました」より

<http://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000105803.pdf>

新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、 適正規模及び適正配置の基本方針

平成 24 年 3 月

新宿区教育委員会

新宿区教育委員会は、35人以下学級の導入や未就学児数の増加傾向などの教育環境の変化に適切に対応するため、新宿区教育環境検討協議会（以下、「検討協議会」という。）を設置し、平成23年6月30日に「通学区域」「学校選択制度」「区立学校の適正規模及び適正配置」の基本的なあり方について諮問しました。

検討協議会では、7回にわたる協議を行い、平成24年1月に答申を取りまとめました。答申では、通学区域制度を原則として、各校の普通教室を確保し、学校間の児童生徒数の差を緩和する中で、新宿区立小・中学校が望ましい規模を確保していくことの重要性が示されています。

新宿区教育委員会は、この答申の趣旨を踏まえ、「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」を作成しました。

この基本方針に基づき、未来を担う新宿の子どもたちによりよい教育環境を確保するために、今後具体的な取り組みを推進し、「教育目標」の実現を目指します。

教育目標

新宿区教育委員会は、

子どもたちが、人間尊重の精神に基づいて自他の生命を尊び、心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土新宿を愛し環境を大切にすることと国際感覚をそなえ、自立した区民として成長することを願い、

- 広い視野と、自らを律し互いを認め、思いやりの心をもつ人
- 地域の一員として、規範意識や公共の精神に基づき、社会の形成に進んで参画する人
- 個性や創造力が豊かで、自ら学び、考え、行動する人

を育てる教育を推進します。

また、学校・家庭・地域との緊密な連携のもとに、豊かな文化の創造と活力に満ちた地域社会の形成を目指すとともに、誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことができる生涯学習社会の実現を図ります。

《平成21年3月6日新宿区教育委員会決定》

通学区域

現行の通学区域を維持することを基本とします

現在の通学区域には、小学校と中学校との通学区域の整合性や、特別出張所所管区域等との整合性が取られていない箇所等、課題はあるものの、これまで培ってきた地域とのつながりを大切にすべきであり、できるだけ現行の通学区域を維持することを基本とします。

ただし、次のような場合は改正について検討を行います。

- 普通教室不足が懸念され、改修等によってもその確保が困難な場合は、早急に検討します。
- 道路の開通等によってまちの姿が大きく変わる場合などについては、特に通学の安全確保の視点から検討します。

学校選択制度

通学区域制度を原則とした上で、学校選択制度を維持します

平成22年度に実施した「学校選択制度に関する意識調査」の結果や、一斉学校公開の際の見学者数の推移等から、制度が定着しているといえます。このため、通学区域制度を原則とした上で、学校選択制度を維持します。

ただし、小学校においては次のように見直します。

<小学校>

- 選択できない学校を指定します。

通学区域内の児童だけで3学級編制となりうる学校等については、平成25年度新入学時より、必要に応じて通学区域外の児童は選択できない学校として指定します。

- 抽選時の兄弟姉妹優先の取扱いを廃止します。

選択希望校に兄弟がいる場合における抽選時の優先取扱いは、平成25年度新入学時より廃止します。ただし、5年間の経過措置期間を設けます。

※選択できない学校に兄弟がいる場合も、抽選時と同様の経過措置期間を設けます。

※いずれの場合も、学校選択制度に関する取扱いであり、指定校変更制度に基づく申請は可能です。また、通学区域の小学校を希望する場合は、必ず入学できます。

なお、中学校においては、生徒数の推移等を注視し、教育環境が変化したときに、小学校と同様な対策を講じることも含めて適切に対応します。

学校の適正規模

<小学校>

12学級から18学級を適正規模とします

クラス替えのできる規模を目指します。

<中学校>

12学級以上を適正規模とします

当面は9学級程度の確保を目指します。

学校適正配置

今後も学校適正配置を推進します

次のような学校については、通学区域内の未就学児数等を注視しながら、通学距離や施設状況等を十分勘案した上で、適正配置について検討を行います。

<小学校>

- 児童数が150人を下回った学校

<中学校>

- 1学年2学級規模以下の学校

主な指定校変更事由 政令指定都市一覧

	住宅の新築や購入による転居予定先への就学	住宅建替に伴う一時転居時の転居先への引き継ぎ就学	転居時の転居前学校への引き継ぎ就学	留守家庭の児童の保護者等への就学	校区変更があった場合の転居前学校の引き継ぎ就学	心身の障害等身体的理由により指定校への就学が困難な場合	いじめ等教育的配慮が必要な場合	兄弟姉妹と同じ学校への就学	長期通院している場合	指定学校より隣接学校のほうが近い場合	都活動による中学校校入	教育委員会が指定している特定地域に居住している場合	教育委員会に指定する学校を希望する場合	その他教育委員会が特別に認める場合	学校選択制等の実施状況 (※ 特認校制を除く)	
															小学校	中学校
札幌市	○	○	○	○		○	○	○	○					○		
仙台市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					
さいたま市	○		○	○		○	○	○				○				
千葉市	○		○	○		○		○		○		○		○		
横浜市	○	○	○	○		○		○		○	○			○		
川崎市	○		○	○		○		○		○				○		
相模原市	○	○	○	○		○	○	○	○			○				
新潟市	○		○	○		○	○	○			○	○				
静岡市	○		○	○		○	○	○				○				
浜松市	○		○	○		○	○	○				○			ブロック制 (中学校区内)	隣接区域制
名古屋市	○	○	○	○		○			○					○		
京都市	○	○	○	○				○	○			○		○		
大阪市	○	○	○	○		○	○									
堺市	○	○	○	○												
神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○				
岡山市	○		○	○		○						○	○	○	隣接区域制	隣接区域制
広島市	○		○	○		○	○		○			○			ブロック制+	隣接区域制
北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○				○				
福岡市	○	○	○	○		○	○	○				○	○			
熊本市	○	○	○	○				○				○		○		